

最高裁秘書第4547号

令和元年9月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

8月19日付け（同月21日受付、第014200号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 令和元年（2019年）6月13日付け「使用料請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 令和元年6月20日付け「土地明渡等請求本訴等事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (3) 令和元年（2019年）6月25日付け「固定資産価格審査申出棄却決定取消請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (4) 令和元年（2019年）6月27日付け「命令服従義務不存在確認請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (5) 令和元年（2019年）7月12日付け「損害賠償請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (6) 令和元年（2019年）7月12日付け「執行文付与に対する異議事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (7) 令和元年（2019年）7月19日付け「措置取消等請求事件について」と題する書面（片面で1枚）

(8) 令和元年（2019年）7月22日付け「請求異議事件について」と題する
書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

損害賠償請求事件について

事案の概要

Aは、歩行中に被上告人（第1審被告）の運転する自動車と衝突して傷害を負う交通事故に遭い、その治療等のため上告人（第1審原告。後期高齢者医療広域連合）の行う後期高齢者医療給付を受けた。

本件は、上告人が、Aの被上告人に対する損害賠償請求権を高齢者の医療の確保に関する法律58条（*）により代位取得したとして、損害賠償金及びこれに対する上記交通事故の日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求める事案である。

（*）高齢者の医療の確保に関する法律58条1項

「後期高齢者医療広域連合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、後期高齢者医療給付（中略）を行つたときは、その後期高齢者医療給付の価額（中略）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。」

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、上告人の請求を一部認容すべきものとしたところ、そのうち遅延損害金の請求については、上告人が被上告人に対して損害賠償金の支払請求をしたことが明らかな訴状送達の日の翌日から支払済みまでに発生する分についてのみ認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、上記の遅延損害金の起算日である。

執行文付与に対する異議事件について

事案の概要

上告人（被告）は、甲に対する判決に基づき、甲の相続人である被上告人（原告）に強制執行するための承継執行文の付与を受けた。本件は、原告が、相続放棄を異議の事由として、強制執行を許さないことを求める執行文付与に対する異議の訴えである。

【事実関係の概要】

- ① 甲に対する金銭の支払を命ずる判決が確定し、その後、甲が死亡した。
- ② 甲の子らが相続放棄したことにより、甲の兄弟である乙が甲の相続人となった。
- ③ 乙は、甲の相続人となつた事実を知らずに死亡し、丙（原告）が乙の相続人となった。
- ④ 甲の債権者（被告）が、甲の承継人である丙（原告）に対して強制執行することができる旨の承継執行文の付与を受けた。
- ⑤ 丙（原告）が、乙から甲の相続人としての地位を承継した事実を知った。
- ⑥ 丙（原告）が、甲からの相続について、本件相続放棄をした。

【参考】

民法915条1項本文

「相続人は、自己のために相続の開始があつたことを知つた時から三箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。」

民法916条

「相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡したときは、前条第一項の期間は、その者の相続人が自己のために相続の開始があつたことを知つた時から起算する。」

原判決及び争点

◇ 原判決の判断

- ・ 民法916条にいう「その者の相続人が自己のために相続の開始があつたことを知つた時」とは、丙が自己のために乙からの相続が開始したことを知つた時をいう。しかし、同条は、乙が、自己が甲の相続人であることを知つてゐたが、相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合を前提にしており、乙が甲の相続人となつたことを知らずに死亡した本件に同条は適用されない。
- ・ 甲からの相続に係る原告の熟慮期間（相続の承認又は放棄をすべき3箇月の期間）の起算点は、民法915条によって定まり、原告が乙から甲の相続人としての地位を承継した事実を知つた時から起算され、本件相続放棄は熟慮期間内にされたものとして有効である。

- ◇ 最高裁における争点は、甲からの相続に係る丙（原告）の熟慮期間がいつから起算されるかである。

措置取消等請求事件について

事案の概要

本件は、死刑確定者である被上告人が、その親族以外の者から被上告人に宛てた信書（以下「本件信書」という。）の一部について受信を許さないこととして当該部分を削除した拘置所長の措置（以下「本件処分」という。）は違法であると主張して、上告人国を相手に、本件処分の取消しを求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

〔参考〕刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律139条

1項 刑事施設の長は、死刑確定者に対し、この目、第148条第3項又は次節の規定により禁止される場合を除き、次に掲げる信書を発受することを許すものとする。

一 死刑確定者の親族との間で発受する信書

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書

三 発受により死刑確定者の心情の安定に資すると認められる信書

2項 刑事施設の長は、死刑確定者に対し、前項各号に掲げる信書以外の信書の発受について、その発受の相手方との交友関係の維持その他その発受を必要とする事情があり、かつ、その発受により刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

原判決及び争点

- ◇ 原判決（大阪高裁）は、信書の発受の目的が刑事収容施設法139条1項2号所定の用務の処理のためといえるか否かは、当該信書全体の内容及び発受の相手方に照らして判断すべきものであり、発受の目的がその用務の処理のためであると認められる場合は、当該信書全体の発受を許すべきであるとした上で、本件信書の発受の目的はその用務の処理のためと認められるから、本件信書のうち被上告人に対する謝意、激励等が記載された部分についても、これを削除し、又は抹消することは許されないとして、本件処分を取り消すとともに、損害賠償請求の一部を認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、死刑確定者がその親族以外の者との間で発受する信書につき刑事収容施設法139条1項2号所定の用務の処理のために必要な記述部分のほかに、そのために必要とはいえない記述部分もある場合において、刑事施設の長が同部分の発受を許さないこととしてこれを削除し、又は抹消することができるか否かである。

請求異議事件について

事案の概要

上告人（第1審被告）は、平成12年4月、被上告人（第1審原告）に対し、弁済期を同年8月として336万円を貸し付け、その頃、上記貸金債権について金銭消費貸借契約公正証書を作成した。

本件は、被上告人が、上記貸金債権はその消滅時効期間（弁済期から10年）が経過したことにより時効消滅していると主張して、上記公正証書の執行力の排除を求める請求異議の訴えである。上告人は、上記消滅時効期間が経過する前に、上記貸金債権を請求債権として被上告人のゆうちょ銀行に対する貯金債権を差し押されたことにより、上記消滅時効は中断していると主張している。なお、上記貯金債権の差押えは、差押命令がゆうちょ銀行に送達されたことにより効力を生じているものの、上記差押命令が被上告人に送達されたことを認めるに足りる証拠はない。

〔参考〕

民法147条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

二 差押え、仮差押え又は仮処分

原判決と争点

- ◇ 原判決は、民法155条の法意に照らせば、債権執行における差押えにより消滅時効が中断するためには消滅時効期間の経過前に債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要するところ、本件において被上告人がその貯金債権の差押えを了知し得る状態に置かれたとは認められないから、上記差押えにより上記貸金債権の消滅時効は中断しないとして、上記貸金債権の時効消滅を認め、被上告人の請求を認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、上記貸金債権の消滅時効の中斷の有無であり、債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中斷の効力が生ずるために、債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要するか否かが問題となっている。

〔参考〕

民法155条 差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中斷の効力を生じない。